

佐賀大学医学部転学部及び転学科細則

(平成17年5月19日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐賀大学学則（平成16年4月1日制定）第32条の規定及び佐賀大学における入学後の進路変更に関する方針（平成17年3月25日制定）に基づき、佐賀大学医学部（以下「本学部」という。）に係る転学部及び転学科に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の許可)

第2条 本学部の学生で他学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、教授会の議を経て、学期の始めに許可することがある。

2 他学部の学生で本学部への転学部を志願する場合は、当該学部と協議の上、転学部を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することがある。

3 本学部の学生で転学科を志願する場合は、転学科を希望する前年の12月1日現在で、志願する学科の1年次に欠員があるときに限り、当該学科において第3条第2項に定める選考を実施の上、教授会の議を経て、学年の始めに2年次生に転入することとして許可することがある。

(選考)

第3条 本学部への転学部及び転学科志願者の選考作業を処理するため、教授会において、転学部転学科選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 第2条第2項及び同第3項に定める選考は、選考委員会が大学入学時の大学入試センター試験における成績及び本学における学業成績をもって書類審査を行い、当該審査に合格した者には、さらに、面接及び学力試験等を課し、教授会が総合的に判断して決定する。

3 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(願書等の提出)

第4条 本学部へ転学部及び転学科を志願する者は、所定の願書、履歴書、成績証明書を、転学部及び転学科を希望する前年の12月28日までに、医学部長へ提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、転学部及び転学科に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この細則は、平成17年5月19日から施行する。

(医学部学生転学科用)

転学科願

平成 年 月 日

佐賀大学医学部長 殿

平成 年度入学

医学部 学科（学籍番号 ）

氏 名 印

連帯保証人

住 所

氏 名 印

チューター

氏 名 印

このたび下記の理由により、医学部 学科へ転学科したいので、審査
して下さるようお願いいたします。

記

転学科を希望する理由

(他学部学生医学部転学部用)

転学部・転学科願

平成 年 月 日

佐賀大学医学部長 殿

平成 年度入学

学籍番号

学 科

学 部 ・

コ ー ス

課 程

氏 名

㊞

連帯保証人

住 所

氏 名

㊞

チューター

氏 名

㊞

下記の事由により，医学部へ転学部・転学科したいので，審査して下さるようお願いします。

記

転学部・ 転学科先	医 学 部 学 科 第 2 学 年
転 学 部 ・ 転 学 科 を 希 望 す る 理 由	

申 請 書

学籍番号		氏名		転入	学部	学科	課程
				転出	学部	学科	課程

[illegible]

* 転学部先の学科・課程等においてどういう勉強がしたいのか、具体的に記述すること。

履 歴 書		
本 籍	(都道府県名のみ)	
現 住 所	〒	電 話
連 絡 先	〒	電 話
区 分	年 月 日	履 歴 事 項
学 歴		高等学校 科卒業
賞 罰		